

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日)
（当たるの翌日）
（当たるの翌日）

目 次

◇規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（職員課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

一 条例の新設に伴う改正

- 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例に基づく知事の権限に属する事務を県税事務所長の委任決裁事項とすることとした。

二 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、米子コンベンションセンターの利用許可

- 等を観光課長等の専決事項とすることとした。

三 鳥取県立夢みなどタワーの設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、夢みなどタワーの利用許可等を観光課長等の専決事項とすることとした。

四 法令等の改正に伴う改正

- とすることとした。

- 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち、鳥取空港の着陸料及び停留料の支払いについての指示に関する事務を鳥取空港管理事務所長の委任決裁事項とすることとした。
- 医療法に基づく知事の権限に属する事務のうち、地域医療支援病院の開設の認可等を福祉保健部長等の専決事項とすることとした。
- 中小企業団体の組織に関する法律及び中小企業等協同組合法に基づく知事の権限に属する事務のうち、組合員以外の者が組合の財産を利用するとの認可等を商工労働部長の専決事項とすることとした。
- 鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、検査手数料等の減免等の事務を産業技術センター所長の委任決裁事項とすることとした。
- 河川法に基づく知事の権限に属する事務のうち、河川立体区域の指定等を土木部長等の専決事項とすることとした。
- 家畜伝染病予防法に基づく知事の権限に属する事務のうち、家畜の伝染病が発生した場合の届出の受理等を家畜保健衛生所長等の委任決裁事項等とすることとした。
- 蚕糸業法等の廃止に伴い所要の規定の整備をすることとした。
- 地方機関の長への事務の委任に伴う改正
- 建設省所管国有財産取扱規則に基づく知事の権限に属する事務のうち、面積が一万平方メートル以下の国有財産の用途廃止に伴う寄附の受納等を土木事務所長の委任決裁事項とすることとした。
- 組織改正等に伴う改正
- 行政書士関係業務を市町村振興課から総務課へ移管することに伴い所要の規定の整備をすることとした。

2 西部地区の旅券業務の窓口が西部県税事務所から米子コンベンションセンターに移ることに伴い所要の規定の整備をすることとした。

3 中小企業の指導関係業務を経営流通課から商政課へ移管することに伴い所

六 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

施行期日

この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。ただし、一の2及び五の2は同月二十九日から、一の3は同年五月十五日から施行することとした。

規則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県規則第二十九号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四号中「人権施策推進室」の下に「環境計画室」を加える。
別表第二総務課の項第一号の次に次の一号を加える。

例第21号

○ 県税事務所長 すべての事務
九 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例(平成9年10月鳥取県条例第21号)に基づく

別表第一職員課の項第二十九号^一中「通信教育研修の補助金」を「通信教育研修及び英語検定等の補助金等」に改め、同表税務課の項中第十号を第十一号とし、同項第九号^一中「消費譲与税、」を削り、同項中同号を第十号とし、第八号の次に次の二号を加える。

→の二 行政書士法 (昭和26年法律第4号)に基づく知事の権限に属するものとされた同条第1項の規定による行政書士試験の施行	1 同法第4条第3項の規定により知事の権限に属するものとされた同条第1項の規定による行政書士試験の施行	○		
の事務所の立入検査	2 同法第13条第1項の規定による行政書士の事務所の立入検査	○		
が法律に違反した場合等における業務の停止又は業務の禁止	3 同法第14条第1項の規定による行政書士が法律に違反した場合等における業務の停止又は業務の禁止	○		
会則の制定又は変更の認可	4 同法第16条の2の規定による行政書士の会則の制定又は変更の認可	○		
に対する報告の要求又は業務についての勧告	5 同法第18条の6の規定による行政書士会に対する報告の要求又は業務についての勧告	○		

知事の権限に属する事務

号までを一号ずつ繰り上げ、同表国際課の項第一号及び第一号中「及び西部県税事務所

11の2 同条例第16条第3項ただし書の規定
による支払方法の指示

			3 児童福祉法第51条第1号の2の事務処理の状況の実地調査
(一)	市の事務処理状況に係るもの		○
(二)	町村の事務処理状況に係るもの	○	福祉事務所長

別表第一医務薬事課の項第一号1を次のように改める。

二十九の二 理容師法 及び美容 師法の一 部を改正 する法律 (平成7 年法律第	1 指定試験機関の試験事務規程の変更につ いての厚生大臣への意見の提出	○		
	2 指定試験機関の事業計画及び収支予算の 作成等についての意見の提出	○		
	3 指定試験機関に対する試験事務の適正な 実施のために必要な措置を探るべき旨の指 示	○		

30の2	同法第64条の2の規定による特別医療法人に対する収益業務の停止の命令	○			
------	------------------------------------	---	--	--	--

1	同法第4条第1項の規定による地域医療支援病院と称することの承認	○
---	---------------------------------	---

16 同法第29条第2項の規定による地域医療支援病院と称することの承認の取消し ○

平成10年3月31日 火曜日 鳥取県公報

109号) 附則第2 条又は第	4 試験事務の状況に關し必要な報告の請求 又は当該試験事務を取り扱う事務所への立 入検査の実施	○		
4条第1 項の規定 により從 前との例に よること とされる 知事の權 限に屬す る事務	5 指定試験機関の試験事務の全部又は一部 の休止等の許可に係る厚生大臣への意見の 提出	○		
	6 指定試験機関の試験事務の全部又は一部 の休止等に伴う当該試験事務の実施	○		
	7 実地習練の実施についての指導	○	保健所長	
	8 � 實地習練を行う者の氏名等を記載した届 出書の受理	○	保健所長	

別表第一「県民生活課の項第十一回から及び三を削り、同項第十五回から「(昭和32年厚生省令第43号)」や「(平成10年厚生省令第7号)」を削る、回向一回、「第5条第2項」に「第7条第3項」と、「美容師免許証」と「美容師の免許証又は免許証明書」を削る、回向へと置く、回向二回、「鳥取県美容師法施行細則」を「一部改正規則第2条による改正前の鳥取県美容師法施行細則」とする、回表種政謹の項第五回への次回のスケジュールは以下の通りである。

十五 中小企業指導法(昭和38年法律第147号)	1 業の実施に関する計画の決定及びこれの通商産業大臣への届出	○	○	○
十六 中小企業指導事業の実施に関する事務	1 同法第4条第1項第5号ハの規定による診断を担当する者の資格に係る推薦 2 同令第5条の規定による診断を担当する能力を有する者の認定	○ ○	○ ○	○ ○

3 定める省令(昭和38年通商産業省令第123号)に基づく知事の権限に属する事務	(一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (二) (一)以外の区域に係るもの	○	○	米子商工所長	・通商産業省・運輸省・建設省令第1号)に基づく知事の権限に属する事務
			○	○	
4 付	同令第7条の規定による診断勧告書の交付 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの (二) (一)以外の区域に係るもの	○	○	○	
			○	○	
5 同令第9条の規定による診断勧告書の内容の実施等に関する指導 (一) 米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの	(一) (一)以外の区域に係るもの	○	○	○	
			○	○	

五 鳥取県 産業技術 センター 手数料徴収条例(昭和30年3月鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による手数料の減免	○	○	○	○
	2 同条例別表の規定による手数料の額の決定			○	○
				○	○
				○	○

十七 中小企業近代化促進法施行規則(昭和38年大蔵省・農林省)	1 同令第1条第1項の規定による特定商工組合等が主務大臣に対して行う構造改善計画の承認の申請書の進達	○	○	○	○

収条例施行規則(昭和31年8月鳥取県規則第58号)に基づく知事の権限に属する事務									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1「鶴光譲の項は次の1)中を是べぬ。」

五 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成9年6月9日鳥取県条例第25号)に基づく知事の権限に属する事務									
1 同条例第3条の規定による利用の許可	○								
2 同条例第4条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令	○								
3 同条例第5条の規定による必要な措置の命令	○								
4 同条例第6条の規定による利用の許可の取消し	○								

別表第1「農畜園地譲の項中第7項から第11項までを除て、第11項を第7項へ」、「第十四項から第十六項までを除て、同表飼育譲の項第4項から第7項へ」、「第3項」や「第4条第1項」は「市町村長からの報告」や「届出伝染病にかかった家畜等の届出」である、回中へは次のとおりである。

2 同法第4条第3項の規定による届出伝染病に係る市町村長への通報及び農林水産大臣への報告	○								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第1「飼育譲の項第六項から第34項へ、16項から33項の次に次のとおりである。」

32 同法第52条の規定による動物所有者等からの報告の徵収	○	家畜保健衛生所長							
33 同法第53条の規定による家畜防疫員の任命	○								

別表第1「飼育譲の項第六項から第34項へ、回中「ひな白痢」や「家kinsサルモネラ感染症」である、回中「ひな白痢」の次に次のとおりである。

20 同法第20条第1項の規定による病性鑑定のための検査等の実施	○								
----------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

六 鳥取県立夢みないとタワー	1 同条例第3条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令	○							
	2 同条例第4条の規定による必要な措置のための検査等の実施	○							

21 同法第21条第1項の規定による畜患又は疑似畜患の死体の焼却等の義務の免除の許可	<input type="radio"/> 家畜保健衛生所長
22 同法第24条ただし書の規定による畜患等の死体を埋却した土地の発掘の禁止の免除の許可	<input type="radio"/> 家畜保健衛生所長
23 同法第29条の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための消毒方法等を実施すべき旨の命令	<input type="radio"/> 家畜保健衛生所長
24 同法第30条第1項の規定による家畜伝染病のまん延を防止するための検査等の実施	<input type="radio"/> 家畜保健衛生所長
25 同法第32条第1項の規定による家畜伝染病のまん延防止のための家畜の移動等の禁止又は制限	<input type="radio"/>
26 同法第33条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための家畜を集合させる催物又はと畜場等の事業の停止又は制限	<input type="radio"/>
27 同法第34条の規定による家畜伝染病のまん延防止のための家畜の放牧等の制限	<input type="radio"/>
28 同法第35条の規定による家畜伝染病のまん延防止のためにとった措置の実施状況等の農林水産大臣への報告及び関係都道府県知事への通報	<input type="radio"/>
29 同法第48条の規定による家畜伝染病のまん延等の防止のための農林水産大臣への協力の要請	<input type="radio"/>
30 同法第48条の2第1項の規定による家畜伝染病の発生予防のための都道府県知事に対する家畜防疫員の派遣の要請	<input type="radio"/>

「同表様」に相違無く記載の次に次の如きに記載べ。	<input type="radio"/> 家畜保健衛生所長
3 同法第4条の2第1項の規定による新疾病にかかった家畜等の届出の受理	<input type="radio"/> 家畜保健衛生所長
4 同法第4条の2第3項の規定による新疾病にかかった家畜等の所有者に対する検査を受けるべき旨の命令	<input type="radio"/> 家畜保健衛生所長
5 同法第4条の2第4項の規定による新疾病に係る農林水産大臣への報告及び市町村長への通報	<input type="radio"/>
6 同法第4条の2第5項の規定による新疾病にかかった家畜等の所有者に対する検査を受けるべき旨の命令	<input type="radio"/>
7 同法第5条第1項の規定による監視伝染	

病の発生の状況等を把握するための検査を受けるべき旨の命令	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
(一) 当該命令を受ける者が11人以上の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(二) 当該命令を受ける者が10人以下の場合	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
8 同法第5条第3項の規定による検査の結果の農林水産大臣への報告	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9 同法第5条第5項の規定による監視伝染病の発生の予防に必要な助言及び指導	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長
10 同法第5条第6項の規定による監視伝染病の発生予防のための農林水産大臣又は関係都道府県知事に対する措置の要請	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

同表様「細則様の要領九から六のやへじ放せ。

七 家畜云々 禁病予防 法施行令 (昭和28 年政令第 235号) に基づく 知事の権 限に属す る事務	1 同令第2条の規定による通行がしや断さ れるべき場所を管轄する警察署長への通報 又は市町村長からのその旨の報告の受理	<input type="checkbox"/>	家畜保健衛生所長

同表様「細則様の要領九から六のやへじ放せ。

5 同令第17条第1項の規定による法定外公用財産の用途の廃止	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	土木事務所長
(一) 面積が1万平方メートルを超えるもの	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(二) 面積が1万平方メートルを超えないもの	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

同表様「細則様の要領九から六のやへじ放せ。

6 の 2 同令第18条の規定による普通財産の財務局長への引継	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
(一) 法定外公用財産を除く行政財産の用途の廃止によって生じたもの又は法定外公用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継のうち面積が1万平方メー	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

同表様「細則様の要領九から六のやへじ放せ。

林道、作業道の事務」や「河川敷の管理の事務」、「建設大臣への土地等」や「建設大臣への法定外公用財産（建設省所管国有財産のうち、河川法（昭和39年法律第167号）、道路法（昭和27年法律第180号）その他の公共物の管理に関する特別の法律の適用のない公共物の用に供されているものに限る。九において同じ。）に、「及び土	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

地等」や「及び法定外公用財産」、「土地等の寄附の受納の承認の申請及び土地等の寄附の受納」や「法定外公用財産とする目的とする寄附の受納の承認の申請」、「おも、回転への次に次のやへじ放せ。

トルを超えるもの

(二) 法定外公共用財産の用途の廃止によつて生じた普通財産の引継のうち面積が1万平方メートルを超えないもの

<input type="radio"/>	土木事務所長
-----------------------	--------

別表兼「(同法第16条第7号)」又は「(昭和27年法律第180号)」の規定によるもの

別表兼「(同法第16条第7号)」又は「(昭和39年法律第167号)」の規定によるもの

2の2 同法第6条第2項の規定による高規格特別区域の指定

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

2の3 同法第6条第3項の規定による樹林帶区域の指定

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

3の2 同法第6条第6項の規定による保安林、保安林予定森林、保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区について樹林帶区域を指定し又はその変更をする場合の農林水産大臣との協議

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

別表兼「(同法第16条の2第1項)」又は「(同法第16条の3第1項)」の規定によるもの

の次に次のとおり記入。

14 同法第23条の規定による流水の占用の許可

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

(一) 取水量が1秒に最大0.1立方メートル未満で一時的な占用に係るもの

<input type="radio"/>	土木事務所長
-----------------------	--------

(三) (一)及び(二)以外のもの

別表兼「(同法第26条第1項及び第4項)」の規定によるもの

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

17の2 同法第26条第4項の規定による特定樹林帯区域の指定

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

別表兼「(同法第26条第1項)」の規定によるもの

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

(一) 流水の占用の許可に係るものうち特定水利使用に係るもの

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

(二) 流水の占用の許可に係るものうち(一)以外のもの

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

<input type="radio"/>	土木事務所長
-----------------------	--------

別表兼「(同法第53条の2第1項)」の規定によるもの

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

37の2 同法第53条の2第1項の規定によるもの

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

37の3 同法第53条の2第3項の規定によるもの

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

渴水時における水利使用の特例の承認の取消し

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

別表兼「(同法第49条の2第1項)」の規定によるもの

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

40の2 同法第58条の2第1項の規定によるもの

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

河川立体区域の指定

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

40の3 同法第58条の3第1項の規定によるもの

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

河川保全立体区域の指定

<input type="radio"/>	
-----------------------	--

40の4 同法第58条の4第1項の規定による河川保全立体区域における土地の掘削等の許可	<input type="radio"/>
40の5 同法第58条の5第1項の規定による河川予定立体区域の指定	<input checked="" type="radio"/>
40の6 同法第58条の6第1項の規定による河川予定立体区域における土地の掘削等の許可	<input checked="" type="radio"/>

別表第一(河川課の項第一)中の次のようになります。

1の2 同令第16条の4第1項第3号の規定による河川管理施設を保全するため必要があると認める河川区域内の土地の区域等の指定	<input checked="" type="radio"/>

1 同規則第5条の規定による流水占有料等の減免	<input type="radio"/>
(一) 河川課の項の一の14の(一)、15の(一)又は16により許可した者に係るもの	<input checked="" type="radio"/>
(二) (一)以外のもの	<input type="radio"/>

別表第一(建築課の項第一)中の(2)、3(2)、4(2)、5(1)、6、7及び9(並びに第一)(中)2(1)、3(1)、4(1)、5、6、9、11、12(1)、13(2)イイ、15(2)イ、16(2)イ、17(2)イ、18(2)イ、24、30(1)、31(1)、32、33(1)、34(1)及び36(1)中「必要とする工事」の次に「又は當繪費に係る本庁舎及び議会棟の工事」を追加する。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第一(国際課の項の改正規定(同項第一)中の「申請者出頭免除申出書」又は「親族又は指定した者を通ずる申請書

類等提出申出書」に改める部分を除く)及び同表観光課の項に第五項を加える改正規定は同月十九日から、同項に第六項を加える改正規定は同年五月十五日から施行する。